

受動喫煙対策の強化を求める意見書

2003年5月に施行された健康増進法は、多数の者が利用する施設に対し、受動喫煙対策実施の努力義務を課している。既に、先進的に取り組む官公庁や公共交通機関、小売・飲食店では、完全禁煙や負圧をかけた密閉型喫煙スペースによる完全な分煙が進んでいる。

その一方で、健康増進を目標にする以上は分煙施設設置にとどまらず、屋内外問わずすべての公共の場所で受動喫煙対策の実施が当然でありながら、対象外の屋外では路上喫煙が横行している。

さらに、施行後3年半が経過したものの、屋内でも罰則のない努力義務に起因した対策逃れや、単に席を分けただけの不十分な分煙による施設運用が続いているのも事実であり、自治体によっては対策実施済みの施設が2割にも届かないなど、早急な対策が必要である。

海外では、米国はもとより、EU各国も公共の場における全面禁煙の流れが急速に進んでいる。路上喫煙に関しても、千代田区のほか、名古屋市など政令市を含む一部自治体では、既に指定地域内での路上喫煙を禁止しており、過料の運用効果もあり、いずれも改善が進んでいる。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、受動喫煙対策を強化するため、健康増進法改正などにより、下記の事項を実施するよう、強く要望する。

記

- 1 健康増進法第25条、受動喫煙対策の努力規定を義務規定に変更すること。
- 2 路上喫煙防止に向け、不特定多数が利用する屋外及び公道も対象とすること。
- 3 助成制度を導入し、分煙の設備要件を、排気設備を持つ閉鎖された個室のみとすること。
- 4 路上喫煙に対し、一部地方自治体で効果を上げている、過料制度を導入すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年3月30日

三鷹市議会議長 石 井 良 司